

岩手県告示第624号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第536号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手県の一部
- 2 実施した期間 令和6年10月21日から同年11月29日まで
- 3 実施した公共測量の種類 MMS計測による路面性状調査